

衆議院憲法調査会報告書において「多く述べられた」とされた意見等

(報告書(抜粋)の該当頁を付記)

1 前文

- ・内容については我が国固有の歴史・伝統・文化等を明記すべきであるとする意見が、文章・表現については日本人の発想に基づいた分かりやすいものに改めるべきであるとする意見が、それぞれ多く述べられた。(4頁)

2 天皇

- ・現行の象徴天皇制については今後とも維持されるべきものであるとする意見が、天皇の地位については元首である旨を明記する必要はないとする意見が、それぞれ多く述べられた。(5頁)
- ・皇位継承については、女性による皇位継承を認めるべきとする意見が多く述べられた。(5頁)

3 安全保障・国際協力

- ・9条に対する評価については、同条がこれまで我が国の平和や繁栄に果たしてきた役割を評価する意見が多く述べられた。また、少なくとも9条1項の戦争放棄の理念を堅持し、平和主義を今後も維持すべきであるとする意見が多く述べられた。(6頁)
- ・自衛権及び自衛隊については、自衛権の行使として必要最小限度の武力の行使を認めるとする立場から、自衛権及び自衛隊について何らかの憲法上の措置をとることを否定しない意見が多く述べられた。(7頁)
集団的自衛権の行使の是非については、これを認めるべきであるとしつつその行使の限度に言及しない意見、これを認めるべきであるとしつつその行使に限度を設けるべきであるとする意見及びこれを認めるべきではないとする意見に、ほぼ三分された。また、及びの立場から、集団的自衛権の行使の法的根拠を憲法に明記すべきであるとする意見が多く述べられた。(7～8頁)
- ・国連の集団安全保障活動への参加については、非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきであるとする立場から、その法的根拠を憲法に明記すべきであるとする意見が多く述べられた。(9頁)
- ・地域安全保障については、アジアにおける地域安全保障の枠組みの構築等について議論が行われ、何らかの枠組みが必要であるとする意見が多く述べられた。(10頁)

4 国民の権利及び義務

- ・いわゆる新しい人権については、これを積極的に認めるということが共通の認識であった。また、新しい人権を憲法に明記すべきとの立場からは、環境権又は国家の環境保全義務、知る権利・アクセス権、プライバシー権を憲法に規定すべきであるとする意見が多く述べられた。(13頁)

5 政治部門

- ・二院制については、これを維持すべきであるとする意見が多く述べられた。二院制を前提とした改革論については、両院の役割分担の明確化を主張する意見、各議院の議員の選挙制度に違いを持たせ、異なる代表機能を発揮させるべきであるとする意見が、それぞれ多く述べられた。(17頁)
- ・内閣総理大臣のリーダーシップの強化については、官僚主導から政治主導への転換を図るため、その強化が必要であるとする意見が多く述べられたが、首相公選制については、導入すべきではないとする意見が多く述べられた。(18~19頁)
- ・国会の行政監視機能の強化については、それを強化すべきであるとする意見が、多く述べられた(19頁)。
- ・オンブズマン制度については、それを導入すべきであるとする意見が多く述べられた。(19頁)
- ・政治部門における憲法解釈については、それが政府の一部門である内閣法制局に事実上委ねられていることは不当であるとする意見が多く述べられた。(20頁)

6 司法制度

- ・違憲審査権の行使の現状については、司法が憲法判断に消極的であり(いわゆる「司法消極主義」) 司法に委ねられた憲法保障に係る役割を十分果たしていないのではないかとする意見が多く述べられた。(21頁)
- ・憲法裁判所の設置その他の違憲審査制の改善策については、違憲審査権の行使の現状を踏まえ、憲法裁判所を設置すべきであるとする意見が多く述べられた。(21頁)

7 財政

- ・私学助成の憲法問題については、現に行われている私学助成は、89条の規定上、憲法違反の疑義を惹起している等の理由から、同条の改正が必要であるとする意見が多く述べられた。(23頁)

8 地方自治

- ・ 地方自治の章については、その不備を指摘し、現行規定を充実させるべきであるとする意見が多く述べられた。(24頁)
- ・ 地方公共団体のあり方については、道州制を導入すべきであるとする意見が多く述べられた。(24頁)

9 ~ 11 憲法改正・最高法規・直接民主制

いわゆる一般的・諮問的国民投票制度については、憲法改正国民投票法附則第12条において、「憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性の有無について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるもの」とされているところである。

12 非常事態

- ・ 平常時の憲法秩序の例外規定を憲法に置く必要があるか否かという議論が行われ、これを規定すべきであるとする意見が多く述べられた。(29頁)